

## 第 1 1 号議案

足立区外部監査契約に基づく監査に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区外部監査契約に基づく監査に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 5 2 条の 2 7 第 1 項に規定する外部監査契約（以下「外部監査契約」という。）に基づく監査に関し必要な事項を定めるものとする。

(包括外部監査契約に基づく監査)

第 2 条 足立区（以下「区」という。）は、法第 2 5 2 条の 2 7 第 2 項に規定する包括外部監査契約（以下「包括外部監査契約」という。）に基づく監査を受けるものとする。

2 区と包括外部監査契約を締結した法第 2 5 2 条の 2 9 に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。

- ( 1 ) 区が法第 1 9 9 条第 7 項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
- ( 2 ) 区が出資しているもので法第 1 9 9 条第 7 項に規定する政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
- ( 3 ) 区が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
- ( 4 ) 区が受益権を有する信託で法第 1 9 9 条第 7 項に規定する政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの

- ( 5 ) 区が法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

( 個別外部監査契約に基づく監査 )

第 3 条 区民のうち法第 7 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者は、同項に規定する請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて法第 2 5 2 条の 2 7 第 3 項に規定する個別外部監査契約 ( 以下「個別外部監査契約」という。 ) に基づく監査によることを求めることができる。

2 区議会は、法第 9 8 条第 2 項に規定する請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

3 区長は、法第 1 9 9 条第 6 項に規定する要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

4 区長は、次に掲げるものについての法第 1 9 9 条第 7 項に規定する要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

- ( 1 ) 区が法第 1 9 9 条第 7 項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの

- ( 2 ) 区が出資しているもので法第 1 9 9 条第 7 項に規定する政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの

- ( 3 ) 区が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの

- ( 4 ) 区が受益権を有する信託で法第 1 9 9 条第 7 項に規定する政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの

( 5 ) 区が法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

5 区民は、法第 2 4 2 条第 1 項に規定する請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

( 選考委員会 )

第 4 条 区長は、外部監査契約を締結しようとする者を選定するため、足立区外部監査人候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会の組織及び運営については、別に区長が定める。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成 1 5 年法律第 8 1 号)による改正前の法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るものの監査については、第 2 条第 2 項第 5 号及び第 3 条第 4 項第 5 号中「法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの」とあるのは「地方自治法の一部を改正する法律(平成 1 5 年法律第 8 1 号)による改正前の法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているもの」と、「当該管理の業務」とあるのは「当該委託」と読み替えてこれらの規定を適用する。

( 足立区監査委員条例の一部改正 )

3 足立区監査委員条例(昭和 3 9 年足立区条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「監査の結果」の次に「(外部監査人(法第 2 5 2 条の 2

7 第 1 項に規定する外部監査契約を区と締結した者をいう。)の監査の結果を含む。)」を加える。

( 提案理由 )

外部監査契約に基づく監査を実施する必要があるので、この条例案を提出いたします。